

別府溝部学園短期大学
「おんせん県おおいた・別府型ドリームプロジェクト」
中央委員会 設置規程

平成28年10月1日施行

(設置の目的)

第1条 平成25年度から受託した文部科学省「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業で「おんせん県おおいた・別府型ドリームプロジェクト」を組織し、「温泉コンシェルジュ養成」において、世界に誇る温泉地別府で生まれ育った温泉コンシェルジュが、職業としてふるさと別府、さらに大分県・日本各地で活躍できる人材を育成する取組において多大な成果を挙げた。

そこで、これまでの取組を基盤にして、地域創生の人材育成と、その普及・強化を図るために「おんせん県おおいた・別府型ドリームプロジェクト中央委員会」(以下「中央委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 この委員会は、地域創生の人材育成、および普及・強化を図るため、次の業務を行う。

- (1) 中央委員会の開催(年2回)
- (2) 別府温泉コンシェルジュ養成のための支援・協力
- (3) 別府溝部学園短期大学の教育・研究等に係る点検・評価

2 本業務に定めない事項であつて、必要な事項は、委員長および学長が別に定める。

(組織)

第3条 中央委員会の委員をもって組織する。(別表のとおり)

2 委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。

- (1) 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が任命する。
- (2) 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長とする。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期を3年とする。

(委員の報酬)

第5条 委員の報酬は、別府溝部学園短期大学の定めるところによる。

(事務局)

第6条 この委員会の事務局は、別府溝部学園短期大学 食物栄養学科 温泉コンシェルジュコース内に置く。

(委員の秘密保持義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(雑 則)

第8条 この規程に定めのない事項であつて緊急かつ必要な事項は、別府溝部学園短期大学 学長・食物栄養学科長・委員長で決定する。

附則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。